

【別表 1】給与（給与収入から給与所得の求め方）

給与収入の合計額	給与所得
～650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	給与収入－650,000円
1,900,000円～3,599,999円	A×2.8－80,000円

給与収入の合計額	給与所得
3,600,000円～6,599,999円	A×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	給与収入－1,950,000円

※A＝収入金額を4で割り1,000円未満の端数を切り捨てた値

【別表 2】公的年金等（年金収入から年金所得の求め方）

年齢	公的年金等の収入合計額	左に対する所得額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	～1,299,999円	年金収入－600,000円	年金収入－500,000円	年金収入－400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入×75%－275,000円	年金収入×75%－175,000円	年金収入×75%－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金収入×85%－685,000円	年金収入×85%－585,000円	年金収入×85%－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年金収入×95%－1,455,000円	年金収入×95%－1,355,000円	年金収入×95%－1,255,000円
	10,000,000円以上	年金収入－1,955,000円	年金収入－1,855,000円	年金収入－1,755,000円
65歳以上	～3,299,999円	年金収入－1,100,000円	年金収入－1,000,000円	年金収入－900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入×75%－275,000円	年金収入×75%－175,000円	年金収入×75%－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金収入×85%－685,000円	年金収入×85%－585,000円	年金収入×85%－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年金収入×95%－1,455,000円	年金収入×95%－1,355,000円	年金収入×95%－1,255,000円
	10,000,000円以上	年金収入－1,955,000円	年金収入－1,855,000円	年金収入－1,755,000円

※65歳以上＝昭和36年1月1日以前に生まれた人

次に該当する人は「所得金額調整控除」を記入してください（申告書裏面の15 所得金額調整控除に関する事項）

(1) 給与収入金額850万円超で、以下のいずれかに該当する場合

a. 本人が特別障害、b. 年齢23歳未満の扶養親族がいる、c. 特別障害である同一生計配偶者または扶養親族がいる
⇒ {給与収入金額(上限1,000万円)－850万円}×10%の金額を、給与所得から控除します。

(2) 給与所得と公的年金等の雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合

※上記(1)がある場合はその控除後

⇒ {給与所得(上限10万円)＋公的年金所得(上限10万円)}－10万円の金額を、給与所得から控除します。

【別表 3】生命保険料控除（一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険） 最高 70,000円

○新契約（平成24年1月1日以降に契約した一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険）

支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額
12,000円以下	全額	32,001円～56,000円	支払額×1/4＋14,000円
12,001円～32,000円	支払額×1/2＋6,000円	56,001円以上	一律28,000円

○旧契約（平成23年12月31日以前に契約した一般生命保険、個人年金保険）

支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額
15,000円以下	全額	40,001円～70,000円	支払額×1/4＋17,500円
15,001円～40,000円	支払額×1/2＋7,500円	70,001円以上	一律35,000円

※一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険の区分ごとに控除額を計算してから、それらの控除額を合計します。

※一般生命保険と個人年金保険で、新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合には、新契約と旧契約で別々に控除額を計算してから合計します。その場合の限度額は28,000円です。

【別表4】地震保険料控除 最高25,000円

種類	支払った保険料	控除額
①地震保険料	支払額×1/2(最高25,000円)	
②旧長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
	15,001円以上	一律10,000円

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合の控除額は①と②の合計です。(最高25,000円)
 ※ただし、旧長期損害保険に地震保険を付けた契約については、控除額を合計することができません。

【別表5】寡婦・ひとり親控除

区分	控除額
寡婦	26万円
ひとり親	30万円

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載のある人は対象外です。

【別表6】障害者控除

区分	対象	控除額
普通障害	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳2級・3級交付者など	26万円
特別障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1級交付者など	30万円
同居特別障害	特別障害者に該当し、あなた又は配偶者もしくは生計を一にする親族のいずれかと同居している人	53万円

【別表7】配偶者控除

配偶者の区分 (合計所得金額が 58万円以下)	控除額		
	申告者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者 (70歳未満)	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円

※70歳以上=昭和31年1月1日以前に生まれた人

【別表8】配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控除額		
	申告者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

【別表9】扶養控除

区分	控除額	
一般扶養親族	特定扶養親族、老人扶養親族及び年少扶養親族(平成22年1月2日以降に生まれた人)以外の人	33万円
特定扶養親族	平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人(19歳～22歳)	45万円
老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親:あなた又は配偶者の直系尊属で、あなた又は配偶者と同居している人	45万円
※昭和31年1月1日以前に生まれた人	その他:同居老親に該当しない人	38万円

【別表10】特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

※特定親族=生計を一にする19歳～22歳の親族
 ※平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人

【別表11】基礎控除

申告者の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除額	43万円	29万円	15万円	0円

【別表12】医療費控除(『医療費控除の明細書』または『セルフメディケーション税制の明細書』の添付が必要です。)

○医療費控除 最高200万円

総所得金額等	控除額
200万円以上	(支払った医療費-保険金などで補てんされる金額)-10万円
200万円未満	(支払った医療費-保険金などで補てんされる金額)-総所得金額等の5%

○セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) 最高88,000円

控除額
(支払ったスイッチOTC医薬品の購入費用-保険金などで補てんされる金額)-12,000円

※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。



幸手市マスコットキャラクター さっちゃん